

令和7年12月19日  
平川市告示第297号

## 平川市食器洗い乾燥機賃貸借・定額利用補助金交付要綱

### (目的)

第1条 食器洗い乾燥機の試用により、子育て世帯における家事負担の軽減や、負担軽減によりできた時間を家族や子どもとのコミュニケーションの充実に活かすことを実感していただくことを目的とし、食器洗い乾燥機を賃貸借・定額利用契約により使用する者に対し、当該年度の予算の範囲内において、平川市食器洗い乾燥機賃貸借・定額利用補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳未満の子どもを養育する者で、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 居住地において使用することを目的として、食器洗い乾燥機の賃貸借・定額利用契約（個人間契約を除く）を締結した者
- (3) 市税等の滞納がない者（同居親族を含む）

2 前項の規定にかかわらず、過去に当該補助金の交付を受け食器洗い乾燥機を賃貸借した者及びその者と生計を同一にする者は対象としない。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象者が当該年度に食器洗い乾燥機の賃貸借・定額利用に要した経費（消費税を含む。）を対象とし、1台を限度とする。ただし、途中解約による違約金や送料等は対象外とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金は、補助対象経費の2分の1（百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた後の額）に相当する額とし、1月あたり1,500円を上限とする。

### (補助対象期間)

第5条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、賃貸借・定額利用料が生じた日から起算して36か月を経過する日までの期間とする。

### (補助対象者の資格認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、平川市食器洗い乾燥機賃貸借・定額利用補助金資格認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書

類を添えて、契約後すみやかに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費にかかる賃貸借・定額利用の状況が確認できる書類等の写し
- (2) 食器洗い乾燥機設置後の状況が確認できる写真
- (3) 平川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条の規定に基づき、電子情報処理組織による申請を行う場合にあつては、マイナンバーカード、運転免許証その他本人確認できるものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の規定による認定申請があつたときは、その内容を審査したうえ、認定の可否を決定し、平川市食器洗い乾燥機賃貸借・定額利用補助金認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、前条の規定による認定決定を受けたときは、補助金対象期間の年度ごと、当該年度の3月における補助対象経費の支払い完了後から翌年度の4月末日までの期間に、平川市食器洗い乾燥機賃貸借・定額利用補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払い金額等を証する書類等の写し
- (2) 市の保有する公簿により、市税等の納税状況が確認できない場合にあつては、申請者及び同居親族の前年度の市町村税納税証明書等（滞納がないことの証明書を含む。）
- (3) 平川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条の規定に基づき、電子情報処理組織による申請を行う場合にあつては、マイナンバーカード、運転免許証その他本人確認できるものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象経費の支払いが補助金対象期間の年度末以外において完了する場合は、その月の支払い完了後から当該年度末までの期間に、前項の規定による交付申請ができるものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査したうえ、補助金交付の可否を決定し、平川市食器洗い乾燥機賃貸借・定額利用補助金交付決定（不決定）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（規則第12条に規定する実績報告等の適用除外）

第9条 規則第12条に規定する実績報告については、第6条に規定する認定申請および第7条に規定する交付申請をもって当該実績報告があつたものとみなす。

2 規則第13条第1項に規定する補助金等の額の確定については、前条第1項に規定する交付決定をもって当該確定通知があつたものとみなす。

3 規則第13条第2項に規定する精算請求については、第7条に規定する交付申請をも

って当該精算請求があったものとみなす。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還請求を受けた者は、遅滞なく請求された補助金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年12月19日平川市告示第297号)

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年3月31日平川市告示第63号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。